

農地転用に係る許可申請書類

大河原町農業委員会

(平成29年4月1日から)

1. 許可申請書

第4条(様式第24号) : 3部

第5条(様式第25号) : 4部

2. 添付書類

部数 2部 (原本 1部、写し 1部)

No	添付する書類の名称等
1	申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る) ・登記簿記載の住所と現住所が異なる場合は、住民票の抄本又は戸籍附票
2	申請に係る土地の地番を表示する図面(公図) ・転用計画地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する。 ・転用計画地内の一筆ごとに地番、地目、地積、所有者名を表示する。
3	申請地(転用候補地)の位置図及び付近の状況を示す図面(縮尺1/1,000～1/10,000程度)
必須書類	施設の配置図、敷地利用図 (縮尺1/500～1/2,000程度) ・施設ごとの所要面積を明示する(駐車場は駐車台数も明示する)。 ・必要に応じて、周辺農地への被害防除措置を明示する(土留擁壁等の状況)。 ・汚水や雨水の排水先を明示する。(公共下水道に接続、合併浄化槽を経由し既存水路に接続など) ※雨水:青文字、汚水:赤文字
	・期別計画がある場合には期別ごとに色別する。
	建物等施設の平面図 (縮尺1/200～1/300程度)
	・建築面積が記載されているもの
6	申請者(譲受人)の転用計画に係る事業計画概要書(様式第35号)
7	転用事業の実施に必要な資力があることを証する書面 ①自己資金(預貯金残高証明書・転用事業に係る代金支払領収書の写し) ②借入資金(融資証明書・融資審査結果回答書又は内諾書の写し) ※すべての転用申請に必須(事業費が500万円未満の場合及び個人住宅場合も添付)
8	宅地建物取引業者免許証及び宅地建物主任者証の写し
9	土地改良区意見書 申請地が土地改良区の区域内にある場合。なお、意見書に条件が付されており、その内容が協議書や念書に記載されている場合は、それを添付
10	取水排水同意書 取水又は排水について水利権者、漁業権者、管理者等の同意を要する場合は、その同意書
11	小作地関係書類 小作人が小作地を申請する場合は所有者の同意書、また、所有者が貸付地を申請する場合は農地法第20条に基づく解約がなされたことを証するもの
12	他法令の許認可等を証する書類(開発行為・道路法第24条・補助申請等) 許認可等がまだの場合は、申請書の写し又は申請状況を説明した書類
13	法人の場合、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為 当該転用に係る事業が、定款又は寄附行為の中で総会又は理事会の議決事項である場合は、その議決書の写し
14	地方公共団体の場合、議会の議決がなされていることを証する書面又は関係部分の議事録、予算書
15	工程表(工事が1年以上に及ぶ場合)
16	一時転用の場合、工程表及び農地復元誓約書等
17	その他、大河原地方振興事務所長が必要と認める書類 【例】実測図(公簿面積と大きく異なる場合や一筆の一部を転用する場合) 相続関係書類(登記名義人が死亡している場合) 代理申請の場合は印鑑証明書等

該当する場合にのみ添付

※証明書類は、申請前3ヶ月以内のものとする。